

蕪崎市市民活動補償制度のご案内

1 市民活動補償制度について

この制度は、蕪崎市を拠点とする市民活動団体等が安心して市民活動（ボランティア活動等）に取り組めるよう、市が損害保険会社と保険契約を行い、市民活動中に起きた傷害事故や賠償責任事故に対し、補償するものです。

2 対象となる活動

市内を活動の拠点として自主的に構成された市民活動団体が無報酬（実費弁償を含む。）で行う活動で、公益性のある継続的かつ計画的な活動が対象となります。

ただし、以下の活動は対象となりません。

- 海外における活動
- 学校の管理下における児童生徒の活動
- 特定の政党、宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は職業として行う活動

活動の種類	対象となる活動の例
保健・福祉・環境などの活動	障害者福祉施設等への援護活動、老人・障がい者等への援護活動、清掃活動、資源回収活動・リサイクル活動、公共的団体が行う募金活動、地域防災活動、交通安全活動、地域保健衛生活動その他これらに類する活動
スポーツ・文化などの活動	スポーツ活動（山岳登山、スカイダイビング、スキューバダイビング、その他これらに類する危険度が高い運動を除く。）の指導（市民活動者を除く。）、文化活動・生涯学習活動の指導その他これらに類する活動
その他地域活動	自治会の運営、地域施設の運営、地域会議等の運営、学校内の自主的な活動（学校管理下における活動を除く。）、その他これらに類する活動

3 対象となる事故及び対象者

	対象事故	対象者
損害賠償責任事故	市民活動団体又は指導者等が、市民活動中の過失により他人の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故	・ 市民活動団体 ・ 指導者等
傷害事故	市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故、又は熱中症、細菌性食中毒若しくはウイルス性食中毒により、指導者等又は市民活動者が死亡又は負傷した事故	・ 指導者等 ・ 市民活動者

- 市民活動団体…本市を活動の拠点とし、市民活動を目的に自主的に構成された団体をいう。
- 指導者等…市民活動団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者並びにこれに準ずる者又は市民活動の実践に責任を負う者をいう。
- 市民活動者…市民活動に直接参加する者をいう。ただし、指導者等、施設の単なる利用者及び自発性のない者（乳幼児等）を除く。

4 補償の内容

(1) 損害賠償（免責額 5,000 円）

身体賠償	1 名につき	1 億円限度
	1 事故につき	5 億円限度
財物賠償	1 事故につき	1,000 万円限度
保管物賠償	1 保険契約期間中	500 万円限度

次のいずれかに該当する事故は対象外となります。

- ① 市民活動団体、指導者等又はその代理者の故意による事故
- ② 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょうによる事故
- ③ 地震、噴火、津波、洪水等の天災による事故
- ④ 市民活動団体又は指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両又は動物による事故
- ⑤ 施設の改築、改造又は修理等の工事による事故

(2) 傷害補償

死亡補償	300 万円	事故の日から 180 日以内にその負傷が原因で死亡したとき
後遺障害補償	300 万円限度 (障害の区分に応じて保険約款等に定める割合を乗じて得た額)	事故の日から 180 日以内にその負傷が原因で後遺障害が生じたとき
入院補償	1 日につき 3,000 円	事故のあった日から 180 日を限度
手術補償	入院補償金の日額に保険約款等に定める割合を乗じて得た額	入院補償金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき
通院補償	1 日につき 2,000 円	事故のあった日から 180 日までの通院で 90 日を限度

次のいずれかに該当する事故は対象外となります。

- ① 指導者等又は市民活動者の故意による事故
- ② 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょうによる事故
- ③ 地震、噴火、津波、洪水等の天災による事故
- ④ 指導者等又は市民活動者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故
- ⑤ 指導者等又は市民活動者の自殺、犯罪又は闘争行為による事故
- ⑥ 他覚症状のないむちうち症又は腰痛

5 事故発生後の手続について

対象者

市民活動中に事故が発生し、補償制度の適用を受けようとするときは、速やかに、次の書類を財務政策課政策調整担当に提出してください。

- ① 蕪崎市市民活動補償制度事故報告書
- ② 市民活動団体の概要を記載した書類（市民活動団体が行う市民活動の場合のみ。）
- ③ 事故が発生した日の属する月の市民活動予定表（市主催事業にあっては、事業の実施要項等。）
- ④ 事故当日の指導者等及び市民活動者の名簿

市 市民活動補償制度の対象となる活動による事故であるか審査します。

市 市民活動補償制度の対象となった場合は、保険金請求に必要な書類を送付します。

対象者

治療完了後に、保険金請求関係書類を財務政策課政策調整担当に送付してください。

保険会社の内容審査が済み次第、対象者の指定口座に保険金を振込みいたします。

◆◆◆問合せ先◆◆◆

蕪崎市 財務政策課 政策調整担当 電話 0551-22-1111（内線356）